

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	審査委員会意見等	備考				
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性							
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易			
1	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市久美浜町640番地先 国道178号久美浜中学校前	通学路の安全対策として、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内 （受付番号176）		
2	交通安全施設	信号機（新設）	与謝郡与謝野町字与謝1423番地先 国道176号宇豆貫北線交差点	出合頭事故防止のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	宮津署管内 （受付番号202）	
3	交通安全施設	信号機（新設）	与謝郡与謝野町字後野730番地先 後野温江線加悦黒見山線交差点	横断歩行者の安全を確保するため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	宮津署管内 （受付番号222）
4	交通安全施設	信号機（移設）	京丹後市大宮町延利41番地先 府道網野岩滝線府道味土野大宮線交差点	通学路の安全対策として、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	京丹後署管内 （受付番号270）
5	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市網野町小浜673先 国道178号ふるさと病院前	横断歩行者の安全を確保するため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	京丹後署管内 （受付番号280）
6	交通安全施設	信号機（新設）	京丹後市久美浜町栃谷14番地1先 国道312号広瀬栃谷線交差点	出合頭事故防止のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	京丹後署管内 （受付番号316）
7	交通安全施設	横断歩道	京丹後市弥栄町等楽寺284番地2先 府道網野岩滝線無名通交差点	横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	京丹後署管内 （受付番号51）
8	交通安全施設	横断歩道	京丹後市峰山町罫留612番地先	通学バス停が整備されたので、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内 （受付番号102）
9	交通安全施設	横断歩道・一時停止	京丹後市峰山町長岡106番地先	通学路で交通量も多いので、横断歩道と一時停止の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内 （受付番号114）
10	交通安全施設	横断歩道・一時停止	京丹後市峰山町長岡194番地先	通学路で交通量も多いので、横断歩道と一時停止の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	京丹後署管内 （受付番号115）
11	交通安全施設	横断歩道	京丹後市大宮町森本地区内 府道味土野大宮線	横断歩行者の安全対策のため、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	京丹後署管内 （受付番号271）

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【丹後地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
12	交通安全施設	一時停止	京丹後市久美浜町栄町3012番地先	事故が発生しており、通学路でもあるため、一時停止の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない	実施しない	京丹後署管内（受付番号271）
13	交通安全施設	道路標示（追い越しのためのはみ出し禁止線）	国道178号（京丹後市久美浜町十楽48-1先～京丹後市久美浜町甲山1512先）	線が薄くなっているのので、塗り直しを要望	無	○	⑤							実施	実施	京丹後署管内（受付番号337）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入